

次期健康関連計画策定業務 仕様書

1 目的

本市では、こどもから高齢者まですべての市民がともに支えあい、すこやかに心豊かに生活できることを目指し、「第2次健康もりやま21」「守山市生涯歯科保健計画」「第2次守山市食育推進計画」「守山市自殺対策計画」を策定し、健康づくりを推進してきた。このようななか、これらの計画が令和5年度に計画の終期を迎えることから、計画の最終評価を行い、国・県の計画と整合性を図るなか、令和6年度からの本市における次期計画を策定する。

なお、次期計画については、健康もりやま21を中心に、分野別3計画を一体的に推進・進捗管理ができるよう、統合する。

2 履行期間

契約締結日から令和6年3月31日まで

3 委託業務概要

- (1) 現状把握および現行計画最終評価
- (2) 住民意識調査
- (3) 会議等運営支援
- (4) 関係団体・機関、庁内関係部署に対するヒアリングの実施
- (5) 基本理念・施策の体系・重点目標・数値目標等の将来推計と設計
- (6) 計画骨子案・素案の作成
- (7) 計画書および概要版の作成
- (8) その他必要な業務

4 業務の内容

【令和4年度】

- (1) 現状把握および現行計画最終評価

現状を把握するにあたっては、市の保健データ等を用いながら、これまでの取組実績の評価および国・県の健康づくり施策等の政策動向など健康づくりをめぐる環境変化を踏まえ、分析・整理する。

- ア 地域の基本特性（人口動態等）の整理・分析
- イ 疾病構造等の健康水準・現状特性の把握・分析
- ウ 分野別（栄養・食生活、身体活動・運動等）の取組に関する評価
- エ 健康づくりに関わる他分野の施策状況の分析・検証等
- オ 地域の健康資源・特性の調査・分析

(2) 住民意識調査

市民の健康意識や健康状態、生活習慣などを把握するために住民意識調査を行う。現計画を策定した際に行ったアンケート結果と比較分析し、現計画の評価を行い、次期計画策定の基礎資料とする。

ア アンケート調査票の設計および回収結果のデータ入力、集計・分析を行い、調査結果報告書として取りまとめを行う。

イ 単純集計のほか、分析に必要なクロス集計、自由回答の取りまとめを含めて行い、市の現状や課題などを抽出・把握をし、計画策定のための基礎資料となるものと位置付ける。

ウ 調査対象区域は市全域とし、調査の対象および対象者数は一般市民 15 歳以上 2,000 名程度とする。

エ アンケートの回答方法は、郵送での返信のほかにインターネット上での回答も可能とする。

(3) 令和 4 年度守山市健康づくり推進会議への出席

(令和 4 年度 庁内・庁外とも約 3 回程度)

ア 会議開催に係る内容協議、資料作成および議事録作成

【令和 5 年度】

(1) 守山市健康づくり関連計画策定委員会開催支援および出席

(令和 5 年度 庁内・庁外とも約 4 回程度)

ア 会議開催に係る内容協議、資料作成および議事録作成

イ 関係団体・機関、庁内部署に対するヒアリングの実施

(ア) 調査表の作成

(イ) ヒアリングの実施 約 20 団体 (5 日間程度)

(ウ) ヒアリング実施結果の取りまとめ

(2) 現状把握

現状を把握するにあたっては、市の保健データ等を用いながら、これまでの取組実績の評価および国・県の健康づくり対策等の政策動向など健康づくりをめぐる環境変化を踏まえ、分析・整理する。

ア 地域の基本特性 (人口動態等) の整理・分析

イ 疾病構造等の健康水準・現状特性の把握・分析

ウ 分野別 (栄養・食生活、身体活動・運動等) の取組に関する評価

エ 健康づくりに関わる他分野の施策状況の分析・検証等

オ 地域の健康資源・特性の調査・分析

(3) 基本理念・施策の体系・重点目標・数値目標等の将来推計と設計

現行計画の評価を基に、健康水準・健康課題、各調査結果をふまえ、基本理念、

施策の体系、重点目標等を明確にするとともに、目標年度における計画対象者等の推計を行い、各施策・事業の目標数値を設定する。施策・事業の目標値設定に当たっては、同時期に策定される国および県の関連計画や既存計画の目標数値との整合性を図る。

(4) 計画骨子案・素案の作成

以上の調査分析および検討結果をふまえるとともに、各種会議での議論や関係機関との協議・調整を図ったうえ、計画の骨子案・素案の取りまとめを行う。

- ・ 基本的方向性の検討
- ・ 骨子案の作成
- ・ 素案の作成
- ・ パブリックコメントの支援
- ・ 計画書の編集・校正

(5) 計画書および概要版の作成

計画書および概要版の企画・デザイン・編集・校正・修正等を行う。編集にあたっては、市民にわかりやすく読み手の興味を引くデザイン・校正に配慮することとする。

5 計画策定に関する方向性等

(1) 中長期的な推計、計画策定

(2) 「守山市食育推進計画」、「守山市自殺対策計画」、「守山市生涯歯科保健計画」を次期健康関連計画の章で位置づけ、一体的な進捗管理等の実施

(3) その他、国および県の計画策定の方針に基づいて、本市の現状や施策を反映した計画策定

6 成果物

【令和4年度】

(1) 住民意識調査結果報告書

- ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部
- イ 電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-Rで提出のこと）

※納期限は住民意識調査実施後2か月以内とする。

(2) 現行計画の最終評価報告書

- ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部
- イ 電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-Rで提出のこと）

※納期限は令和5年3月31日とする。

【令和5年度】

(1) 次期健康関連計画

- ア 計画書本編 A4判 表紙フルカラー、本文1色刷り 150頁想定、250部
- イ 計画書概要版 A3判 カラー刷り 1,000部
- ウ 計画書電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-Rで提出のこと）

(2) 計画策定に関し、作成した基礎資料

- ア 紙媒体（ファイル綴じ） 1部
- イ 電子データ（ワードまたはエクセル形式） 一式（CD-Rで提出のこと）

7 委託料の支払い方法

令和4年度については、住民意識調査結果報告書および現行計画の最終評価報告書の納品、令和5年度については、計画書および概要版の納品を市が確認した後に、受託者の支払い請求書に基づき、請求のあった日から起算して30日以内に一括して業務委託料を支払う。

8 その他

受託者は、市担当課と連絡調整を緊密に行い、担当課からの求めに応じ、専門的な立場でアドバイス等の支援を行い、健康づくり施策について提言すること。

今後新たに国や県より計画策定に関する指針等が示された場合には、当該指針等を踏まえた内容とすること。

計画等の成果品は、市に帰属し、市の許可なく公表、貸与および使用してはならない。

受託者は関係者のプライバシー保護に万全を期すとともに、本委託の内容および関連資料の内容を他に漏らし、もしくは本委託の目的以外に使用してはならない。

本仕様書について定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項に変更の必要が認められた場合、本市と受託者間で協議の上定めるものとする。